

別表六の二(九)

30欄,39欄及び50欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(九)

平二十二・四・一以後終了連結事業年度分

事業基盤強化設備等を取付した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名			
個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	前	総調整前連結税額基準額 (26) × $\frac{20}{100}$	31	円
	調整前連結税額の個別帰属額 (26) × $\frac{(1)}{(23)}$	2		総調整前連結税額基準額の残額 (31) 又は (31) - (28)	32	
繰越可能額の合計額	39欄	円	期	繰越可能額の合計額 (各連結法人の(53の①)の合計)	33	
				繰越可能額の合計額 (各連結法人の(53の②)の合計)	34	
繰越可能額の合計額			繰越可能額の合計額	35		
調整前連結税額超過構成額	50欄	円	分	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「36の②」)	36	
				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「37の②」)	37	
調整前連結税額超過構成額の合計			調整前連結税額超過構成額の合計	38		
当期分の特別控除額の合計額			当期分の特別控除額の合計額	39		
人分	に	お前法人	の合計額	労務費の額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	40	
				教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(20)の合計)	41	
調整前連結税額超過構成額	9	円	教育訓練費に	教育訓練費割合 $\frac{(41)}{(40)}$	42	
				0.25% ≤ (42) の場合	43	0.12
当期分の特別控除額	10	円	0.15% ≤ (42) < 0.25% の場合 $((42) - 0.15%) \times 40 + \frac{1.00}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	44		
繰越税額控除限度超過額 (52) の計	11	円	教育訓練費に係る税額控除限度額 (41) × (43) 又は (41) × (44)	45	円	
調整前連結税額基準額 (32) × $\frac{(1)}{(25)}$	12	円	総調整前連結税額基準額 (26) × $\frac{20}{100}$	46		
個別帰属額基準額 (2) × $\frac{20}{100}$	13	円	差引当期税額基準額残額 (46) - ((46) - (28)) 又は (46) - (28) - (35)	47		
当期税額控除可能額 (45) と (47) のうち少ない金額			当期税額控除可能額	48		
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「39の②」)			調整前連結税額超過構成額	49		
当期分の特別控除額 (48) - (49)			当期分の特別控除額	50		
法人税額の特別控除額の合計額 (30) + (39) + (50)			法人税額の特別控除額の合計額	51		
教育訓練費の額	20	円	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	52	
				当期控除可能額	53	
教育訓練費に係る特別控除額の個別帰属額 (50) × $\frac{(20)}{(41)}$	21	円	翌期繰越額 (52) - (53)	54		
事業基盤強化設備等を取付した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の			平 . . . ①			
① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の12第2項」			平 . . . ②		外 円	
② 区分番号に、「10068」			計	(16)		
③ 適用額欄に、当該別表六の二(九)30欄の金額(円単位)を記載してください			当期分	(4)	(8)	外
計額の計算等	当期分	円	控除限度超過額の計算	計		
				当期分		
当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)		28	合計			
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「38の②」)		29				
当期分の特別控除額の合計額 (28) - (29)		30				

事業基盤強化設備等を取付した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の12第3項」
② 区分番号に、「10069」
③ 適用額欄に、当該別表六の二(九)39欄の金額(円単位)を記載してください

事業基盤強化設備等を取付した場合の法人税額の特別控除(教育訓練費に係るもの)を適用している場合には、適用額明細書の
① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の12第5項」
② 区分番号に、「10070」
③ 適用額欄に、当該別表六の二(九)50欄の金額(円単位)を記載してください

事業基盤強化設備等を取付した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の12第2項」
② 区分番号に、「10068」
③ 適用額欄に、当該別表六の二(九)30欄の金額(円単位)を記載してください